

9月入学導入の見送り

— 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした議論を振り返る —

竹内 健太

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 4月入学に係る現行制度と近年の9月入学導入をめぐる議論
 - (1) 4月入学が導入された経緯と現行の法令上の規定
 - (2) 近年の9月入学導入をめぐる議論
3. コロナ対応としての9月入学導入をめぐる議論
 - (1) コロナ対応としての9月入学導入をめぐる議論の経緯
 - (2) コロナ対応として9月入学を導入する利点と課題
 - (3) 政府内で検討したとされる三つの実施案
 - (4) 今後の検討課題としての9月入学
4. おわりに

1. はじめに

2020（令和2）年2月27日、安倍内閣総理大臣は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、全国の小中高等学校・特別支援学校に臨時休業を要請した¹。以降、学校の臨時休業が長期化する中、その対応策の一つとして9月入学²を導入すべきとの意見が聞かれるよう

¹ 首相官邸ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）」（令2.2.27）〈https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/27corona.html〉（令2.7.7最終アクセス）（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも同日）。当初は春休みまでの臨時休業要請だったが、4月に感染の更なる拡大を受けて緊急事態宣言が発令（7日：東京・大阪など7都府県、16日：全都道府県に対象拡大）される中、多くの学校で、引き続き又は再び臨時休業が行われた。5月に入ると、緊急事態宣言が順次解除（14日：39県、21日：京都・大阪・兵庫の3府県、25日：5都道県でそれぞれ解除）され、学校再開に向けた動きも徐々に広まっていった。

² 仮に現行の4月入学から移行する場合、制度設計の仕方によっては、9月ではなく、8月又は10月入学となる可能性もあるが、本稿では「9月入学」と仮定して、これらも含めた形で議論を進めていく。また、「9月入学」と類似する概念として、「秋季入学」・「秋入学」・「9月始業」などがあるが、本稿では、基本的にこれらを同趣旨のものとして用いることとする。

になり³、4月末に複数の知事が9月入学導入に賛意を示し⁴、政府が検討に着手した前後から、導入の是非をめぐる議論は急速に拡大した。当初は、導入に賛成する意見も多く見られたが、議論を積み重ねていく中で、新型コロナウイルス感染症への対応（以下「コロナ対応」という。）として9月入学を導入することに慎重な意見が多くを占めるようになり、6月2日、安倍内閣総理大臣は、早期の導入を見送る考えを示した⁵。

本稿では、2. で4月入学に係る現行制度と近年の9月入学導入をめぐる議論を確認した後、3. でコロナ対応としての9月入学導入をめぐる議論を振り返ることとする。

2. 4月入学に係る現行制度と近年の9月入学導入をめぐる議論

（1）4月入学が導入された経緯と現行の法令上の規定⁶

明治時代に西洋の学校教育制度が導入されると、特に大学等の高等教育段階では、英独を手本として9月入学が主流となった。高等教育以外の学校教育段階でも、9月を学年始期とすることが多かったようである。

我が国における4月入学導入の契機としては、1886（明治19）年、国の会計年度が「4月から翌年3月まで」になるとともに、徴兵令が改正され、徴兵対象者の届出期日がそれまでの9月1日から4月1日になったことが挙げられる。これを受けて、教員養成機関である師範学校が4月入学に移行し⁷、小学校・旧制中学校も、順次4月入学に移行していった⁸。その結果、明治中期から大正期にかけて、小学校・旧制中学校・師範学校などが4月入学、旧制高等学校・帝国大学が9月入学と、入学時期が二つに分かれることとなった。その後、1919（大正8）年に旧制高等学校が、1921（大正10）年に帝国大学が4月入学に移行し、これにより、我が国の学校は完全に4月入学となった。第二次世界大戦後も、1947（昭和22）年に制定された学校教育法施行規則に基づき、引き続き4月入学とされた。

現行の学校教育法施行規則第59条では、「小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。」（下線は引用者による。以下同じ。）とされており、当該規定に基づき、4月入学が行われている（幼稚園・中学校・高等学校・特別支援学校等は、同条が準用されている。ただし、一部例外あり。）。一方、大学については、「大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。」（同施行規則第163条第1項）、「大学は、前項に規

³ 『朝日新聞 EduA』（令2.4.29）等

⁴ 村井宮城県知事ら17県の知事による「日本創生のための将来世代応援知事同盟」は、4月28日に開催したウェブでの緊急サミットにおいて、9月入学の導入を含めた検討を政府に要請した（『産経新聞』（令2.4.29）等）。また、4月30日には、小池東京都知事・吉村大阪府知事が、9月入学導入を進めるべき旨の共同メッセージを発表した（『読売新聞』（令2.5.1））。

⁵ 詳しくは3.（1）参照

⁶ 本節の記述は、佐藤秀夫『学校ことはじめ事典』（小学館、昭和62年）32～33頁、大橋正也「桜の季節の入学式、明治初期は9月が主流 英独手本に」『NIKKEI STYLE』（平29.2.18）〈<https://style.nikkei.com/article/DGXKZ013025850X10C17A2W02001/>〉等を基にしている。

⁷ 当時の高等師範学校や尋常師範学校には、20歳以上の新入生が多く、「学校が九月始期のままだと、壮健で学力のある人材が先に陸軍にとられてしまうこと」への危機感があったとされている（佐藤秀夫『学校ことはじめ事典』（小学館、昭和62年）32頁）。

⁸ 例えば、小学校においては、1892（明治25）年に4月学年制が採用され、1900（明治33）年に公布された第三次小学校令で、4月学年制に合わせて就学の始期と終期が明確化された（文部省『学制百二十年史』（ぎょうせい、平成4年）30～31頁）。

定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。」（同条第2項）とされており、大学側の判断により、9月入学を含む4月入学以外の入学時期を設定することが可能となっている（（2）参照）。専修学校についても、大学と同様、「学年の始期及び終期は、校長が定める。」（同施行規則第184条）とされている。

なお、主な諸外国における学年の始期・終期は図表1のとおりである。欧米の多くや中国では、9月を含む秋季に学年が始まるが、秋季以外を学年の始まりとする国もある。G7では日本を除く6か国（米英仏独伊加）の全て、G20では半数の国が秋季入学となっている⁹。

図表1 主な諸外国における学年の始期・終期

国名	学年の始期・終期	国名	学年の始期・終期
オーストラリア	1～12月	米国	7～6月
ブラジル	2～12月	ドイツ	8～7月
韓国	3～2月	フランス	9～6月
日本	4～3月	中国	9～7月
インド	4～3月	英国	9～8月

（注）文部科学省まとめによる。学校教育段階により学年の始期・終期が異なる国がある。

また、州ごとに異なるなど、地域による例外も多い。

（出所）『毎日新聞』（令2.5.14）等を基に作成

（2）近年の9月入学導入をめぐる議論

近年の9月入学導入をめぐる議論は、昭和60年代の臨時教育審議会¹⁰（以下「臨教審」という。）の議論と、平成期の議論の二つに大別できる¹¹。

ア 臨時教育審議会における議論

臨教審は、初等教育から高等教育までの全ての学校教育段階における秋季入学制の導入について検討を進め¹²、1987（昭和62）年、臨教審第四次答申を公表した¹³。

同答申は、秋季入学制により、①夏休みが学年の終わりとなり、合理的な学校教育・学校運営が可能になる、②学年を秋季に開始する世界の大勢と合致し教育面での国際化が促進される、③夏休みを家庭・地域社会での交流や自然との触れ合いに活用するなどの工夫ができるとして、秋季入学制の導入は、「大きな意義が認められる」とした。一

⁹ 『日本経済新聞』（令2.5.12）

¹⁰ 教育改革について調査審議するため、臨時教育審議会設置法に基づき1984（昭和59）年に設置された内閣総理大臣の諮問機関

¹¹ なお、昭和60年代以前にも、入学時期の弾力化に係る取組が行われていた。例えば、文部省（当時）は、留学生や帰国子女の我が国の大学等への受入れを容易にすること等を目的として、1976（昭和51）年に学校教育法施行規則を改正し、大学において、「特別の必要があり、かつ、教育上支障がないとき」は、学年（＝4月1日から翌年3月31日まで）の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学・卒業させることができることとした（文部省『学制百二十年史』（ぎょうせい、平成4年）444～445頁等）。

¹² 臨教審から委嘱された秋季入学研究会（代表：沖原豊）は、『秋季入学に関する研究調査』（昭和61年12月）をまとめている。同調査は、国民の学校暦観、児童・生徒の心身への影響、入試との関係、会計年度との関係、国際交流上の利点と問題点、学生の就職、移行方法、移行に要する経費等を詳細に分析している。

¹³ 臨時教育審議会「教育改革に関する第四次答申（最終答申）」（昭62.8.7）。なお、答申の全文は、文部省『文部時報』第1327号（昭和62年8月臨時増刊号）に掲載されている。

方で、「現時点では必ずしも秋季入学の意義と必要性が国民一般に受け入れられているとはいえない」として、直ちに移行することには慎重な姿勢を示し、仮に移行する場合も「適当な準備期間」を置くべきとした。

結局、同答申で示された全ての学校教育段階における秋季入学制は、多くの国民に受け入れられず¹⁴、実現には至らなかった。

イ 平成期の主な議論

平成期における議論は、全ての学校教育段階ではなく、大学等の高等教育段階における9月入学の導入を中心に展開されることとなった。

1998（平成10）年の大学審議会¹⁵答申では、諸外国の学校との間での留学生や帰国子女の円滑な移動や、大学入学機会の複数回化という観点から、秋季（9月）入学導入の有効性を指摘した¹⁶。

また、2007（平成19）年の教育再生会議¹⁷第二次報告では、「国は、海外からの帰国生徒や海外からの留学生の要請に応えるとともに、日本版ギャップイヤーなどの導入による若者の多様な体験の機会を充実させる観点から、大学・大学院における9月入学を大幅に促進する」とされた¹⁸。同年、同報告等を踏まえて学校教育法施行規則が改正され、「大学の学年の始期及び終期は、学長が定める」とこととされた。これにより、大学においては、その判断により学年の始期を4月以外にし得ることが明確化された。

上述の制度改正等もあり、2008（平成20）年度には、全国の大学（学部段階）の約3分の1に当たる242大学が、9月を含め4月以外にも入学制度を設けるようになった¹⁹。ただし、同年度の4月以外の入学者数（学部段階）は、帰国子女・社会人・留学生等を合わせても2,000人弱（入学者数の1%未満）にとどまるなど²⁰、9月入学の広がり

¹⁴ 例えば、読売新聞社の世論調査（1987（昭和62）年2月21・22日実施）結果は、「早く九月入学に改めるべきだ」2%・「検討してもよい」16%・「四月の方がよい」68%（『読売新聞』夕刊（昭62.3.9））、政府の世論調査（1988（昭和63）年9月1～11日実施）結果は、9月入学など秋季入学に移行すべきとの提言について、「非常に関心がある」7.9%・「やや関心がある」25.3%・「あまり関心がない」42.0%・「全く関心がない」20.5%・「わからない」4.3%だった（内閣府政府広報室「秋季入学に関する世論調査」〈<https://survey.gov-online.go.jp/s63/S63-09-63-12.html>〉）。このように、9月入学を求める声は広がりを欠いていた。

¹⁵ 大学審議会は、臨教審の提言に基づき、1987（昭和62）年9月、学校教育法改正により文部省（当時）に設置された。その後、2001（平成13）年の省庁再編に伴い、大学審議会は、他の多くの審議会同様、中央教育審議会に一元化され、その役割は中央教育審議会の下に置かれた大学分科会が担うこととなった。

¹⁶ 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―（答申）」（平10.10.26）〈https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_daigaku_index/toushin/1315932.htm〉。同答申等を受けて、1999（平成11）年、秋季入学をより柔軟に導入できるよう、学年の途中における入学・卒業に関する規定を弾力化する学校教育法施行規則改正が行われた（前掲注11の「特別の必要があり、かつ、教育上支障がないとき」に係る規定を削除）。

¹⁷ 2006（平成18）年、第一次安倍内閣の下、教育改革を推進するために閣議決定により設置された機関

¹⁸ 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～第二次報告―」（平19.6.1）〈<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0601.pdf>〉。なお、日本版ギャップイヤーは、「3月末までに入学を決定した学生に、9月からの入学を認め、その間、ボランティア活動など多様な体験活動を行う猶予期間を与えるもの。また、4月に入学した学生に、9月までの間、多様な体験活動を認め、このような活動を評価して一定の単位を認める仕組み」を指す。

¹⁹ 通信制・放送大学等は除く。文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室の調査「大学における教育内容等の改革状況について」〈https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/005.htm〉参照

²⁰ 前掲注19参照

限定的なものだった。2011（平成 23）～2013（平成 25）年には、東京大学が秋季入学への全面的な移行に向けた議論を行ったものの、秋季に卒業する学生が翌年まで医師国家試験を受験できなくなるなど、社会制度の対応が整っていないことや、春の合格から秋入学までの半年間、新入生全員が待機を強いられることへの不安や懸念が学内外で根強く、導入を見送ることとなるなど²¹、各大学が 9 月入学に全面的に移行するには、高いハードルがあった²²。

2017（平成 29）年度現在、4 月以外にも入学制度を設ける大学（学部段階）は 254 大学であり、4 月以外の入学者数（学部段階）は、帰国子女・社会人・留学生等を合わせても 3,000 人弱にとどまっている²³。

3. コロナ対応としての 9 月入学導入をめぐる議論

（1）コロナ対応としての 9 月入学導入をめぐる議論の経緯²⁴

コロナ対応としての 9 月入学に関する議論は、長期にわたる臨時休業の影響を受ける高校生の声などがきっかけとなったと報じられており²⁵、4 月末、複数の知事が 9 月入学導入に前向きな意見を示し²⁶、全国知事会が「政府におかれては国民的な骨太の議論を行うこと」と提言²⁷した前後から急速に議論が広がりを見せることとなった。

4 月 29 日、衆議院予算委員会で 9 月入学導入について問われた安倍内閣総理大臣は、「学校休業の長期化を見越して…慎重にという意見もあることは十分に承知をしておりますが…前広にさまざまな選択肢を検討していきたい」と答弁した²⁸。翌 30 日には、6 月上旬目途の論点・課題の整理に向けて、杉田内閣官房副長官を中心に関係各府省事務次官らによる検討に着手するなど²⁹、政府内では、全ての学校教育段階を対象とした 9 月入学の導入について、急ピッチで検討が進められることとなった。また、各党においても、9 月入学に関して設置されたワーキングチーム等において、議論が行われた³⁰。

²¹ 『読売新聞』（平 25.1.18）、『日本経済新聞』（令 2.5.2）等。なお、9 月入学への全面的な移行を見送った東京大学は、国際化等への対応のため、2015（平成 27）年度から全学部で 4 ターム制（4 学期制）を実施している（東京大学ウェブサイト「学部教育の総合的改革」〈<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/education-reform.html>〉）。

²² 文部科学省の有識者会議「学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議」がまとめた報告書「学事暦の多様化とギャップイヤーを活用した学外学修プログラムの推進に向けて 意見のまとめ」（平 26.5.29）〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/57/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/06/02/1348334_1.pdf〉では、秋入学の課題について、「高等学校の卒業時期を 3 月のままにして大学だけが全面的に秋入学へ移行するとすると、大学入学までの約 5 か月間の空白期間が生じ、若者がその期間を無為に過ごしてしまうおそれや家計負担が増してしまうという懸念」や、「卒業時期が夏となってしまう、3 月に卒業することを想定している現在の就職慣行、司法試験や医師国家試験をはじめとする公的な資格試験等の仕組みに合わないなど、様々な課題が指摘されている」としている。

²³ 前掲注 19 参照

²⁴ 本節で取り上げた政党、首長、教育関係団体・専門家等の提言・意見などの URL は、本稿末尾に添付した資料「コロナ対応としての 9 月入学導入をめぐる主な動き」の 2. ～ 4. を参照のこと。

²⁵ 『朝日新聞 EduA』（令 2.4.29）

²⁶ 前掲注 4 参照

²⁷ 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」（令 2.4.30）

²⁸ 第 201 回国会衆議院予算委員会議録第 21 号 5 頁（令 2.4.29）

²⁹ 『朝日新聞』（令 2.5.2）

³⁰ 自由民主党の「秋季入学制度検討ワーキングチーム」、公明党の「9 月入学含めた子どもの学びの確保支援

議論が広がった当初は、各社の世論調査で「賛成」が「反対」を上回るなど³¹、9月入学への賛成意見が多く示された。安倍内閣総理大臣も、5月14日の記者会見で「9月入学も有力な選択肢の一つ」であり、「前広に検討していきたい」と発言し³²、導入に意欲的な姿勢を示した。他方で、教育関係団体（日本PTA全国協議会、全国連合小学校長会など）や専門家（日本教育学会など）は、議論の当初から、コロナ対応としての9月入学導入に反対する意見や慎重な検討を求める意見を示していた³³。

5月中旬以降、政府内での議論（関係省庁の幹部会合（15日）、関係各府省事務次官らによる会議（19日）等）が進み、政府が検討する9月入学の実施案が報じられるようになると³⁴、実施案に対する具体的な課題や懸念が指摘され、導入に慎重な意見が広がりをもたせるようになった。

自由民主党の「秋季入学制度検討ワーキングチーム」（以下「自民党WT」という。）が、教育関係団体や専門家などに対して5月中旬以降実施したヒアリングでは、導入に慎重な意見が多く示された³⁵。そして、25日のヒアリングでは、公立小中学校の設置主体である基礎自治体に関して、全国市長会から8割強が慎重又は反対である旨が、全国町村会から8割が反対である旨がそれぞれ明らかにされた³⁶。また、「反対」が「賛成」を上回る世論調査結果も出てくるようになった³⁷。

これらに加えて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が順次解除され、全国で学校再開に向けた動きが広がっていく中、与党内では、9月入学の早期導入の機運が急速に縮小していった³⁸。

検討プロジェクトチーム」、国民民主党の「9月入学検討ワーキングチーム」等

³¹ 日本経済新聞社の世論調査（5月8～10日実施）結果は、賛成56%・反対32%（『日本経済新聞』（令2.5.11））、読売新聞社の世論調査（5月8～10日実施）結果は、賛成54%・反対34%だった（『読売新聞』（令2.5.11））。両調査結果とも、若い世代や、東京・大阪など感染者が多く重点的な対応が必要とされた地域では、賛成の割合が高くなる傾向が示された（『日本経済新聞』（令2.5.11）、『読売新聞』（令2.5.11））。

³² 首相官邸ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症に関する安倍内閣総理大臣記者会見」（令2.5.14）〈https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0514kaiken.html〉。なお、安倍内閣総理大臣は、同記者会見において、「拙速な議論は避けなければ」ならず、「しっかりと深く議論をしていきたい」とも述べた。

³³ 日本PTA全国協議会「9月入学の議論に関する緊急要望書」（令2.5.1）、日本教育学会声明「「9月入学・始業」の拙速な決定を避け、慎重な社会的論議を求める一拙速な導入はかえって問題を深刻化する」（令2.5.11）、全国連合小学校長会「9月入学・始業の導入に関わる意見書」（令2.5.14）などである。また、日本教育学会「9月入学・始業制」問題検討特別委員会は、「提言 9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを—より質の高い教育を目指す改革へ—」（令2.5.22）（以下「日本教育学会提言」という。）を取りまとめた。

³⁴ 『日本経済新聞』（令2.5.16、令2.5.20）、『毎日新聞』（令2.5.18 夕刊、令2.5.19）、『読売新聞』（令2.5.20）、『朝日新聞』（令2.5.20）等。なお、検討された実施案は（3）参照

³⁵ 『朝日新聞』（令2.5.25）等。こうした議論等を受けて、自由民主党議員有志は、5月22日、「拙速な議論に反対する」との要望書（約60名が署名）を同党の岸田政務調査会長らに提出した（『産経新聞』（令2.5.23））。

³⁶ 『日本経済新聞』（令2.5.26）、『読売新聞』（令2.5.27）等

³⁷ 朝日新聞社の世論調査（5月23・24日実施）結果は、賛成38%・反対43%だった（『朝日新聞』（令2.5.25））。また、毎日新聞社の世論調査（5月23日実施）結果は、賛成38%・反対36%・わからない26%となり、6日に実施した前回調査（賛成45%・反対30%・わからない24%）よりも賛否の差が縮まった（『毎日新聞』（令2.5.8、令2.5.24））。

³⁸ 『時事ドットコムニュース』（令2.5.27）〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2020052600827&g=pol>〉、『読売新聞』（令2.5.27）

こうした世論や与党内における慎重意見の広がりに対応する形で、5月25日、安倍内閣総理大臣は、「私自身は有力な選択肢の一つであると考えてはおりますが…与党…、自民党においても…極めて慎重な議論もある」、「慎重に検討していきたい…拙速は避けなければならない」と発言し³⁹、微妙に姿勢を後退させた⁴⁰。さらに、6月2日には、自民党WTからの「今年度・来年度のような直近の導入は困難」等とする提言申入れ⁴¹に対して、「法改正などを伴う形での導入は困難」との見解を示し、今年度又は来年度からの導入を見送る考えを示した⁴²。

なお、コロナ対応としての9月入学導入をめぐるより詳細な議論の経緯は、本稿末尾に添付した資料「コロナ対応としての9月入学導入をめぐる主な動き」を参照されたい。

（２）コロナ対応として9月入学を導入する利点と課題

9月入学を導入する利点には、どのようなものがあるだろうか。また、導入に当たって、どのような点が課題として考えられるだろうか。本節では、コロナ対応としての9月入学導入をめぐる指摘された利点と課題を見ていく。

ア 9月入学を導入する利点

コロナ対応として9月入学を導入する主な利点は、図表2のとおりである。挙げられた利点のうち最大のポイントは、学習の遅れ・教育格差拡大への対応である。新型コロナウイルス感染症の影響により、①学校の臨時休業の長期化に伴い学習の遅れが深刻化する中、予定していた年間の教育課程がこなせるのか、②地域間で臨時休業期間が異なり、また、臨時休業期間中もインターネット環境を用いたオンライン学習に早期に移行できた学校とそうでない学校が存在するなど、地域間・学校間でばらつきが見られる、③学校の臨時休業が続く中、家庭の経済力や学習環境の違いによる教育格差が拡大するおそれがある、といった点が懸念された⁴³。そこで、これらの懸念を解消し、子供たちの学習の遅れ・教育格差拡大に対応するためには9月入学を導入すべきとの意見が示された（図表2上部）。

また、このほかにも、9月入学導入に関する利点が指摘された（図表2下部）。その多くは、コロナ対応として今年度又は来年度に9月入学を導入する利点というよりも、導入することによりもたらされる恒久的な利点であり、臨教審を始めとする従来の議論で指摘された点と重なるものが多い。

³⁹ 首相官邸ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症に関する安倍内閣総理大臣記者会見」（令2.5.25）〈https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0525kaiken.html〉

⁴⁰ 『読売新聞』（令2.5.27）

⁴¹ 自由民主党政務調査会「「学校休業に伴う学びの保障」と「秋季入学制度」について」（令2.6.2）（以下「自民党WT提言」という。）

⁴² 『読売新聞』（令2.6.3）、『産経新聞』（令2.6.3）等。なお、これに先立つ6月1日、公明党「9月入学含めた子どもの学びの確保支援検討プロジェクトチーム」らが、9月入学について「学びの保障とは切り離した上で、多角的・多面的な視点を踏まえ十分な時間をかけた国民的な議論を広く行うべき」等とする提言を提出した際にも、安倍内閣総理大臣は、9月入学は「選択肢の一つだが拙速に行うことはない」と述べ、早期導入に慎重な姿勢を示していた（『朝日新聞』（令2.6.2）、『公明党ニュース』（令2.6.2）〈<https://www.komei.or.jp/komeinews/p102788/>〉）。

⁴³ 『読売新聞』（令2.5.11）、『朝日新聞』（令2.5.13）等

図表 2 9月入学導入の主な利点

(学習の遅れ・教育格差拡大への対応に関して) ※主にコロナ対応としての9月入学導入に当たっての利点 • 年度を仕切り直すことで、長期にわたる臨時休業に伴う<u>学習の遅れを取り戻す時間を確保</u>できる • <u>地域間・学校間などの学習状況のばらつきを解消</u>できる • 年度を仕切り直し、後ろ倒しすることで、<u>公平な教育機会を確保</u>できる • 中止となった運動会や修学旅行などの学校行事が実施できる可能性がある • 入試時期も9月入学に準ずることで、入試をめぐる混乱や受験生が抱える<u>不安を軽減</u>できる • 学校再開時も、夏休みの大幅削減など無理のある日程を組まなくて済む • <u>I C T環境の整備を進める余裕</u>ができるので、秋以降に感染症の第2波、第3波が到来してもオンライン学習で対応できる可能性が高まる	(その他) • <u>国際化</u>への対応：欧米の大学などで主流の秋季入学に合わせれば、留学生や研究者の行き来がしやすくなり、国際化が進む • <u>円滑な学校運営</u>：学年の途中に長期の夏休みを挟まないため学校運営をしやすい。また、夏休みに教員が十分時間をかけて新年度の準備ができる • 入試の時期：インフルエンザの流行や大雪のおそれがある冬の時期を避けられる • 社会制度全体を見直す機会となる
--	--

(出所) 『朝日新聞 EduA』(令 2. 4. 29)、『朝日新聞』(令 2. 5. 4、令 2. 5. 10、令 2. 5. 12)、『読売新聞』(令 2. 5. 8、令 2. 6. 3)、『産経新聞』(令 2. 5. 10、令 2. 5. 12)、『毎日新聞』(令 2. 5. 14)等を基に作成

イ 9月入学を導入する上での課題

コロナ対応としての9月入学導入に反対又は慎重の立場から示された意見は、多岐にわたる。これらの意見は、相互に重なるところもあるが、おおむね、(a) 前述の**ア**に対する批判、(b) 特に移行期に生じる課題、(c) 導入に伴う恒久的な課題の三つに大別することができる。なお、(a) は9月入学導入に対する理念的な批判、(b) ・(c) は、実際に導入するに当たっての実践上の課題であると整理できる。以下、それぞれ見ていく。

(a) **ア**に対する批判

アに対する批判は、図表3のとおりである。学習の遅れ・教育格差拡大への対応に関しては、9月入学の導入は、学習の遅れ・教育格差拡大への対応とはならない、他の方法により対応可能であること等が指摘された。また、その他として挙げられた利点(国際化への対応や円滑な学校運営等)に対しても、その根拠の薄さや新たに生じる課題等が指摘された。

図表3 図表2で挙げられた9月入学導入の主な利点に対する批判

(学習の遅れ・教育格差拡大への対応に関して) 9月入学の導入は、<u>学習の遅れへの対応につながらない</u>。9月入学を導入し、9月から全国一斉に授業を再スタートさせ、見かけ上は「格差のない」「平等な」教育が実現したとしても、「感染症の影響が少ない地域で早期に学校を再開するのは抜け駆けだ」、「9月まで無理に再開しなくても…」という雰囲気になり、学校再開に向けた努力が遅れると、4～8月における子供たちの学習機会が十分に確保されないこととなる。<u>子供たちの学習権を保障するためには、9月入学導入でなく、オンライン学習等も活用しつつ早期の学校再開に力を注ぐべき</u>(出所①・③・④) 9月入学を導入し、年度を仕切り直さなくても、<u>学習の遅れへの対応は可能である</u>。文部科学省が5月15日付で発出した「学びの保障」に係る通知では、(1)臨時休業期間中も感染拡大防止に配慮しつつ分散登校をする等により学校での指導を充実させる、(2)最終学年(小6・中3・高3等)以外の児童生徒については、来年度・再来年度も見通した柔軟な教育課程を編成し、複数年かけて学習の遅れを取り戻す等の特例的な対応を可能とする、(3)個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等の活用により授業以外の場で行うことで学校の授業における学習活動を重点化する等の方向性が示された(注)。こうした取組等を進めていくことにより、学習の遅れに対する心配に添えていくことは可能である(出所⑤) 9月入学導入の是非に係る議論にエネルギーが割かれ、「<u>学びの保障</u>」の実現に向けた方策の検討が<u>おろそかになっていないか</u>(出所⑦) - 臨時休業期間中に拡大するであろう<u>教育格差が、9月以降の一斉授業(同じ教育刺激量)で解消できる</u>という根拠が不明。むしろ、学校再開への努力が遅れることで、<u>家庭環境による教育格差は拡大し、問題が深刻化するおそれがある</u>(出所⑤・⑧) - 入試への不安については、9月入学を導入しなくても、出題内容を絞る、試験時期を遅らせる等の調整により、不安を軽減することができる(出所⑤)	(その他) - 既に多くの大学が4月入学に加え9月入学や学期制(2学期制・4学期制等)を導入しており、全ての学校教育段階で9月入学に全面的に移行しないと留学生が増えないとは言えない。<u>入学時期は日本への留学生の多寡を決める決定的な要素ではなく</u>、日本との地理的な近接性など他の要因が日本への留学のしやすさに大きな影響を与えている(例：秋季入学である中国が4月入学の日本にとって最大の留学生供給国(約40%)である一方、日本と同じく4月入学のインドからの留学生は1%弱)(出所①・⑤) - 日本からの留学についても、<u>入学時期よりも新卒一括採用などの社会の在り方が大きな影響</u>を与えている可能性がある。また、仮に9月入学になっても、奨学金の拡充・英語教育の抜本的改革がない限り、海外留学が増えるとは考えにくい(出所⑤・⑥) - 初等中等教育段階では、直接メリットのある児童生徒は極めて限られる(出所⑤) - 学校運営について、学年の途中に長期休業(夏休み)を挟まなくなるため、<u>長期休業期間中に学校の目が行き届きにくくなるおそれがある</u> - 入試の時期について、<u>夏は熱中症や台風などの心配があるため、冬季の入試を否定する説得力ある理由とはならない</u>(出所②)
---	--

※本図表中の各事項の末尾の括弧には、主に参照した出所の番号を記載してある。

(注) 文部科学省初等中等教育局長「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について(通知)」(令2.5.15)〈https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf〉。また、6月5日、文部科学省は「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」を公表し、前述の通知の内容等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」についての基本的な考え方や同省としての支援策を示した〈https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_syoto01-000007688_1.pdf〉。

(出所) ①中里透「「9月入学」について考える一誰のために? 何のために?」(令2.5.7)〈<https://synodos.jp/education/23524>〉、②中里透「「9月入学」について改めて確認しておきたいこと」(令2.5.15)〈<https://synodos.jp/education/23561>〉、③前川喜平「今ではない 早期の学校再開へ力づけ」『朝日新聞』(令2.5.10)、④前川喜平「学習の空白解消が先」『毎日新聞』(令2.5.22)、⑤日本教育学会提言、⑥『東京新聞』(令2.5.27)、⑦『朝日新聞』(令2.6.5)、⑧松岡亮二「ICT、九月入学……教育格差を是正するには?」『中央公論』第134巻第7号(中央公論新社、令和2年7月号)38～47頁等を基に作成

(b) 特に移行期に生じる課題

実際に導入するに当たっての実践上の課題のうち、特に移行期に生じる課題として指摘されたものは、図表4のとおりである。政府・自治体や学校現場における課題のみならず、保育・学童保育における課題や、資格試験・就職活動時期の見直し、家計における追加的な経済負担、私立学校の経営悪化など、広範囲にわたって課題が指摘された⁴⁴。

図表4 特に移行期に生じる課題（主なもの）

政府・自治体関係
- 導入に向けて30本超の法改正が必要になる 法改正が検討された主な法律（括弧内は主な変更点）：学校教育法（義務教育の年齢規定）、地方公務員法（教員の定年退職日）、労働基準法（就業可能な年齢）、児童手当法・国民年金法（各種手当の支給要件）、司法試験法（受験資格の規定） - 自治体においても、法改正に対応する形で、定年延長等に係る条例改正が必要になる。また、自治体では、就学期間の変更や手当の支給要件の変更等に伴い、システムの大規模改修が必要になる - 政府・自治体や学校現場は、これらを含む様々な制度改正や準備を、<u>コロナ対応に追われる中で行わなければならない</u>
幼児教育・保育、学童保育関係
- これまで同じ学年で過ごしてきた幼稚園・保育所等の在園児が、生まれた月によって<u>二つの学年に分断される</u>^{※1} - 小学校入学が後ろ倒しになれば、保育園児が増えることで、<u>保育スペース・保育士等の確保が必要となる</u>。保育所等の待機児童が増加する^{※2} <u>学童保育の待機児童も増加する</u>
教職員・学校施設関係
移行期の児童生徒等の増加に対応するために、<u>教職員の増員が必要となる</u>^{※3}。また、児童生徒等の増加により、<u>教室不足が発生する可能性もある</u>
移行期の学年 ^{※4}
仮に一斉に9月入学に移行する場合、<u>最大17カ月の月齢差の子供が一つの学年で学ぶことになり</u>、同じ学習集団としてまとめるのは困難になる。移行期の学年は、同学年の人数が他学年よりも多くなる（1.4倍）ので、入試や就職に際して<u>競争が激化するおそれがある</u>
学校現場における様々な見直し
- 新たな学年暦に対応する形で、カリキュラムや教科書の見直しが必要となる。また、<u>運動会や修学旅行などの学校行事や、部活動等の大会の開催時期を調整する必要がある</u> - 高校入試や大学入学共通テスト、各大学個別の入試等について実施時期を変更する必要がある

⁴⁴ なお、本節（b）特に移行期に生じる課題及び次節（c）導入に伴う恒久的な課題については、具体的にどのような制度設計とするかによって異なりうる。図表4・5で挙げた課題は、政府が検討したとされる三つの実施案（詳細は（3）ア参照）のうち、主に①来年度一斉に9月入学に移行する案（2021（令和3）年度新入生のみ4月2日～翌年9月1日生まれの17カ月分、それ以降は9月2日～翌年9月1日生まれの12カ月分で1学年を構成。（3）アの①一斉実施案）を念頭に置いているが、そのほとんどは、②5年間かけて段階的に移行する案（（3）アの②段階的实施案）、③4月2日～翌年4月1日生まれの12カ月分で1学年を構成するのは現行と変わらず、2021（令和3）年度新入生以降、4～8月は小学「ゼロ年生」として通う案（（3）アの③ゼロ年生案）にも当てはまるものである。

資格試験・就職活動時期の見直し

- ・学校の卒業時期の変更に伴い、各種資格試験や就職活動の実施時期等について調整・変更が必要になる
- ・採用時期を9月に変えた場合、移行する年度で、退職時期や入職時期にギャップが生じ、働き手の不足が起きる可能性がある

家計における追加的な経済負担

- ・導入した場合、家庭又は学生の追加的な負担は、小中高等学校段階で約 2.5 兆円（学校教育費・給食費・学校外活動に係る費用の家庭負担額を合算した年間約 6 兆円のうちの 5 カ月分）、大学等の高等教育段階で約 1.4 兆円（授業料・生活費の学部学生負担額を合算した年間約 3.4 兆円のうちの 5 カ月分）となる（文部科学省による推計）

私立学校の経営悪化

- ・延長した5カ月分（4～8月分）の授業料が学校に入らなければ、「小中高大の少なくとも2割、多ければ3～4割の私立学校が倒産する」（自民党WT（5月 18 日開催）における田中愛治早稲田大学総長説明）

移行に当たってのコスト

- ・移行に当たり、総額約 6.5 兆円～7 兆円のコストがかかるとの試算もある（日本教育学会提言で示された推計。詳細は以下参照）

小1が1.4倍化（＝17カ月分の子供が1学年を構成）に対応する人件費等	1兆8,160億円以上
園児が5カ月、幼稚園・保育所に留まることへの対応	336億円以上
学校会計事務職員の配置	毎年90億円
私立学校等の逸失学費の補填	1兆6,300億円～2兆5,700億円
家庭の教育費負担	小中高だけで2兆5,000億円

（注）※3、※4の課題は、（3）アの②段階的実施案には当てはまらず（※4は、従来は最大12カ月の月齢差だったのが最大13カ月の月齢差になるなど、部分的に当てはまる）、また、※1、※2、※4の課題は、（3）アの③ゼロ年生案には当てはまらない（図表6も参照のこと）。

（出所）第201回国会衆議院文部科学委員会議録第7号6頁（令2.5.15）、金子聡太郎「検討中の「9月入学」はいつから？教育・社会面などの課題を総点検」『FNNプライムオンライン』（令2.5.18）〈<https://www.fnn.jp/articles/-/43193>〉、『朝日新聞』（令2.5.19）、『毎日新聞』（令2.5.19、令2.5.22）、『産経新聞』（令2.5.21、令2.5.25）、『日本経済新聞』（令2.5.21、令2.5.27夕刊）、日本教育学会提言等を基に作成

（c）導入に伴う恒久的な課題

コロナ対応としての9月入学導入に伴う恒久的な課題として指摘されたものは、図表5のとおりである。義務教育開始年齢の遅れ、会計年度とのずれ、国民の意識・生活への影響などが指摘された。

図表5 導入に伴う恒久的な課題（主なもの）

義務教育開始年齢の遅れ^{※1}

- ・入学時期を5カ月遅らせる形となるため、最年少の小学校入学者は6歳5カ月となり、義務教育開始年齢が欧米主要国より大幅に遅れることとなる（米国の一部の州や英国・ドイツ・フランス・オーストラリアでは、5歳で小学生になる子供もいる）
- ・義務教育開始年齢を引き下げる国際的動向と逆行する

逸失利益

- ・卒業・就職時期が5カ月遅れることで、当該期間に給与等を得る機会が失われる
- ・就学年齢が高くなると30歳頃までの賃金さが下がり、生涯賃金が少なくなるとの研究データもある（自民党WT（5月18日開催）における中室牧子慶應義塾大学教授説明）

会計年度とのずれ

- ・政府・自治体の会計年度（４月開始）と学校における年度（９月開始）との間にずれが生じる。会計年度をまたぐことになるため、文部科学省や自治体等は、９～３月期／４～８月期の２回に分けて予算編成が必要となる

欠員の発生

- ・教職員等が学校における年度（９～８月）の途中で定年退職・任期切れとなれば、学校運営に支障が出るおそれがある
- ・教育以外の公務部門（国家・地方公務員）についても、卒業時期の後ろ倒しに伴い新卒者採用時期を変更する場合、定年退職日（現行３月末）が変わらなければ、年度当初（４月）に欠員が発生するおそれがある
- ・医療・介護・福祉等の専門職についても、退職時期が変わらなければ、卒業時期や資格取得時期、就業が後ろ倒しになることで、年度当初に欠員が生じるおそれがある

国民の意識・生活への影響

- ・桜の季節の卒業式・入学式など、学校教育がもたらす国民共通の経験・感覚が、制度変更以前と以後の世代で大きく分断される
- ・親の転勤が会計年度（４月～３月）と連動することが多いため、学校における年度（９月～８月）とずれが生じ、学年途中での転校・単身赴任の増加等が生じる可能性がある

（注）※１の課題は、（３）アの③ゼロ年生案には当てはまらない。

（出所）金子聡太郎「検討中の「９月入学」はいつから？教育・社会面などの課題を総点検」『FNNプライムオンライン』（令 2.5.18）〈<https://www.fnn.jp/articles/-/43193>〉、『産経新聞』（令 2.5.19）、日本教育学会提言、『日本経済新聞』（令 2.5.20、令 2.6.3）等を基に作成

（３）政府内で検討したとされる三つの実施案

ア 三つの実施案の概要

（２）では、９月入学導入をめぐる指摘された利点・課題を見てきた。続く本節では、報道等を基に、政府内で検討したとされる実施案の内容を明らかにしていく。

政府は、９月入学導入の時期について、十分な検討や財源の確保が間に合わず教育現場にも混乱が生じる、幅広く社会システムを変更する必要がある等を理由に、今年度（2020（令和２）年度）の導入を見送り、来年度（2021（令和３）年度）の導入を見据えて議論を行ったと報じられている⁴⁵。そして、来年度（2021（令和３）年度）に９月入学を導入する実施方法として、①一斉実施案、②段階的实施案、③ゼロ年生案の三つを検討したと報じられている⁴⁶。政府内で検討したとされる三つの実施案の概要は、次頁のとおりである⁴⁷。

⁴⁵ 『日本経済新聞』（令 2.5.16）、『毎日新聞』夕刊（令 2.5.18）

⁴⁶ 各実施案の名称は、本稿における整理のための便宜上のものである。なお、このうち、５月 19 日の関係各府省事務次官らによる会議で示されたのは、①・②の２案である（『日本経済新聞』（令 2.5.20）等）。

⁴⁷ 『日本経済新聞』（令 2.5.16、令 2.5.20）、『毎日新聞』夕刊（令 2.5.18）、『読売新聞』（令 2.5.20）、『朝日新聞』（令 2.5.20、令 2.5.23）等

①一斉実施案

現小1

	生年月日	1学年の人数	20年4月	21年9月	22年9月	23年9月	24年9月
19年度新入生	2012.4.2~2013.4.1	12カ月分	1年生	2年生(延長)※	3年生	4年生	5年生
20年度新入生	2013.4.2~2014.4.1	12カ月分		1年生(延長)※	2年生	3年生	4年生
21年度新入生	2014.4.2~2015.9.1	17カ月分			1年生	2年生	3年生
22年度新入生	2015.9.2~2016.9.1	12カ月分				1年生	2年生

※20年4月から開始する学年は、5カ月間延長し17カ月間となる(②・③についても同様)

一斉実施案では、一度に9月入学に移行するために、最初の1学年だけ対象を広げることとしている。すなわち、2021(令和3)年9月に入学する学年(21年度新入生)だけが、1学年17カ月分(4月2日~翌年9月1日生まれ)となる。20(令和2)年度新入生までは1学年12カ月分(4月2日~翌年4月1日生まれ)のままであり、22(令和4)年度新入生以降も、1学年12カ月分(9月2日~翌年9月1日生まれ)となる。

②段階的实施案

現小1		生年月日	1学年の人数	20年4月		21年9月	22年9月	23年9月	24年9月
	19年度新入生	2012.4.2~2013.4.1	12カ月分	1年生	2年生(延長)	3年生	4年生	5年生	
	20年度新入生	2013.4.2~2014.4.1	12カ月分		1年生(延長)	2年生	3年生	4年生	
	21年度新入生	2014.4.2~2015.5.1	13カ月分			1年生	2年生	3年生	
	22年度新入生	2015.5.2~2016.6.1	13カ月分				1年生	2年生	
	23年度新入生	2016.6.2~2017.7.1	13カ月分					1年生	
	24年度新入生	2017.7.2~2018.8.1	13カ月分						
	25年度新入生	2018.8.2~2019.9.1	13カ月分						
	26年度新入生	2019.9.2~2020.9.1	12カ月分						

段階的实施案では、5年間かけて移行することとしている。移行期(2021(令和3)年度~25(令和7)年度)の5年間は、1学年の対象者を13カ月分とし、26(令和8)年度新入生以降は毎年度、1学年12カ月分(9月2日~翌年9月1日生まれ)となる。

③ゼロ年生案

現小1		生年月日	1学年の人数	20年4月	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月
				20年9月	21年9月	22年9月	23年9月	24年9月
	19年度新入生	2012.4.2~2013.4.1	12カ月分	1年生	2年生(延長)	3年生	4年生	5年生
	20年度新入生	2013.4.2~2014.4.1	12カ月分		1年生(延長)	2年生	3年生	4年生
	21年度新入生	2014.4.2~2015.4.1	12カ月分		ゼロ	1年生	2年生	3年生
	22年度新入生	2015.4.2~2016.4.1	12カ月分			ゼロ	1年生	2年生
	23年度新入生	2016.4.2~2017.4.1	12カ月分				ゼロ	1年生

ゼロ年生案においては、4月2日~翌年4月1日生まれという1学年の枠組みは従来と変わらない。その上で、9月から小学1年生になる前に、4月に「ゼロ年生」として入学させることとなる。すなわち、2021(令和3)年度新入生以降は、9月の入学直前の4月~8月は小学「ゼロ年生」となり、9月~翌年8月までが小学1年生となる。小学校には、約6年半通うこととなる。

イ 三つの実施案の比較

①~③の各実施案に対しては、報道等において、次のメリット/デメリットが指摘さ

れるとともに、専門家（荻谷剛彦オックスフォード大学教授ら）による推計が示された。その概要は以下のとおりである。

図表6 三つの実施案の比較

	①一斉実施案	②段階的实施案	③ゼロ年生案
指摘された主なメリット／デメリット			
主な メリット	・一度に移行できる	・移行に係る負担を5年間に分散できる	・各学年の人数は増えない ・保育所の待機児童は新たに発生しない ・これまでの幼稚園・保育所等における学年が分断されない
主な デメリット	・21年度新入生が他学年の1.4倍（17カ月分）と急増 ・これまでの幼稚園・保育所等における学年が分断される	・毎年度の学年の範囲が複雑になる ・移行に時間がかかる ・自治体は毎年度システム改修が必要となる ・保育所の待機児童が大幅増 ・学年が分断（同左）	・学童保育の待機児童が大幅増 ・教員が大幅に不足 ・小学校の期間が約半年長くなる
荻谷剛彦オックスフォード大学教授らによる推計			
保育所の待機児童	21年は26.5万人発生。22年以降は解消	21～23年で計47.5万人発生。24年以降は解消	制度導入で新たな待機児童は発生しない
学童保育の待機児童（注1）	21年は14.9万人発生。22年以降は徐々に減少	21年は2.5万人発生。移行後は減少	21年以降、4～8月の間は、少なくとも毎年41.1万人発生
小学校の教員	21年のみで2.2万人不足	追加で必要になる教員数はない（注2）	4～8月の間は7学年となるため6.6万人の教員が不足
予算（人件費のみ）	増加分教員数の50%を正規教員で補う場合、教員の人件費のみで21年に2,051億円の支出が見積もられ、この学年が卒業する27年まで負担が続く	出生者数が減少していくため、移行期の新たな人件費支出は見込まれず（注3）	増加分教員数の30%を正規教員で補う場合、21年に3,100億円の支出が見積もられ、毎年続く

※本図表中の数字は概数

（注1）学童保育の待機児童は、現在の待機児童1.8万人との合計である

（注2）21年に卒業する6年生の児童数を、13カ月分の1年生の児童数が上回らないため

（注3）ただし、教員数がベースの17年度より増えたため、333億円増加

（出所）『朝日新聞』（令2.5.22、令2.5.23、令2.5.24、令2.5.25）、『産経新聞』（令2.5.25）、相澤真一・岡本尚也・荒木啓史・荻谷剛彦「9月入学導入に対する教育・保育における社会的影響に関する報告書〔改訂版〕」（令2.6.4改訂版（確定）発表）〈https://www.asahi-net.or.jp/~vr5s-aizw/September_enrollment_simulation_200525.pdf〉等を基に作成

荻谷教授らの推計によれば、①・②・③の各案とも、保育所の待機児童、学童保育の待機児童、教員、予算のいずれか又は複数が大幅に増加する等の課題が生じている。これを踏まえて、荻谷教授は、「どこに、さらに誰に過剰な負担を負わせるかという三すくみの状態が見える。どれを取っても保育や教員の担い手不足という問題の解決は難しい」と指摘している⁴⁸。

（4）今後の検討課題としての9月入学

（2）・（3）で示された諸課題を乗り越えることが難しく、今年度又は来年度の9月

⁴⁸ 『朝日新聞』（令2.5.24）

入学導入は見送られることとなった。そして、今後の9月入学をめぐる議論に関して、安倍内閣総理大臣は、6月15日、参議院決算委員会で「九月入学を含めて、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について…教育再生実行会議において検討に着手」と答弁し、政府として、長期的に検討する方針を示した⁴⁹。

なお、コロナ対応としての9月入学における議論では、主に義務教育開始年齢を5カ月後ろ倒しすることが検討されたが、この点が国際的動向と逆行する等として批判された(図表5参照)。こうしたことから、政府が今後長期的課題として9月入学導入を検討するに当たっては、義務教育開始年齢を前倒しする案が検討の軸になると報じられている⁵⁰。

4. おわりに

9月入学導入をめぐる議論は、約1カ月にわたり続き、結果として、今年度又は来年度の導入は見送り、長期的課題として検討されることとなった。本稿は、9月入学導入の是非を明らかにするものではないが、今回の9月入学導入をめぐる議論の在り方に関して二点指摘し、本稿を終えることとしたい。

第一に、優先して議論すべき事項を意識する必要がある。今回の9月入学導入をめぐる議論に対しては、文部科学省や教育現場がコロナ対応に迫られる中、その導入をめぐる議論に多くのエネルギーが割かれ、本来求められていた「学びの保障」の実現に向けた方策の検討がおろそかになっていないかとの懸念が示された⁵¹。とりわけコロナ対応のように緊急の対応が求められる状況においては、限られた人的・時間的リソースを割いて議論を行っていることに留意し、優先して議論すべき事項は何なのかを十分に意識することが求められよう。

第二に、エビデンスを踏まえた教育論議を進めていく必要がある。今回の9月入学導入をめぐる議論では、数々のデータや推計等が参照され、大きな影響を与えた。確かに、今回の議論においても、提示されたエビデンスが賛成・反対の立場を補強するか否かという観点から用いられ、「エビデンスを踏まえて検討し、その上で賛否を議論する」という議論の在り方につながらなかったとの趣旨の指摘がなされた⁵²。しかし、見方を変えれば、エビデンスが持つ説得力の高さを十分に認識しているからこそ、賛成・反対どちらの立場も、提示されたエビデンスの活用を試みていたと捉えることも可能であり、そこにエビデンスを踏まえた教育論議の萌芽を見て取ることもできよう。今回の9月入学導入をめぐる議論が、我が国においてエビデンスを踏まえた精緻な教育論議を進めていく端緒となることを期待する。

⁴⁹ 第201回国会参議院決算委員会会議録第7号(令2.6.15)。なお、教育再生実行会議は、2013(平成25)年、第二次安倍内閣の下、教育改革を推進するために閣議決定により設置された機関である。同会議は、7月20日、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について検討を開始した。

⁵⁰ 『日本経済新聞』(令2.6.3)。なお、教育再生実行会議第五次提言でも、質の高い幼児教育の保障のため、義務教育開始年齢の前倒し(5歳児の就学前教育の義務教育化を検討)が提言されていた(「今後の学制等の在り方について」(平26.7.3)<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai5_1.pdf>)。

⁵¹ 『朝日新聞』(令2.6.5)等

⁵² 荻谷剛彦「数字なき政策論議変えたくて試算 問題は教育不平等」『朝日新聞』(令2.6.4)参照

コロナ対応としての9月入学導入をめぐる主な動き

1. 政府の主な動き

月日	主な内容
2月	
27日	安倍内閣総理大臣、全国の小中高等学校・特別支援学校に臨時休業を要請
4月	
7日	東京、大阪など7都府県に緊急事態宣言を発令（～5月6日）、16日に対象を全都道府県に拡大
28日	萩生田文部科学大臣、記者会見において「一つの選択肢としてシミュレーションしている」旨発言（0429日経）
29日	安倍総理、9月入学に関し「学校休業の長期化を見越して…慎重にという意見もあることは十分に承知をしておりますが…前広にさまざまな選択肢を検討していきたい」と答弁（第201回国会衆議院予算委員会議録第21号5頁）
30日	6月上旬目途の論点・課題の整理に向けて関係各府省事務次官らによる検討に着手（0502朝日）
5月	
4日	全都道府県を対象とした緊急事態宣言の期限（～5月6日）を5月31日まで延長
14日	安倍総理、記者会見において「9月入学も有力な選択肢の一つ」であり、「前広に検討していきたい」と発言（ https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0514kaiken.html ） 文部科学省ら、自由民主党「秋季入学制度検討ワーキングチーム」（自民党WT）において、9月入学導入に当たり30本以上の法改正が必要になる旨を報告（0515日経） 39県で緊急事態宣言解除
15日	関係省庁の幹部会合を開催（0516日経） 文部科学省初等中等教育局長、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」発出（ https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf ）
19日	文部科学省、関係府省事務次官らの会議で実施案を2案提示（0520日経）
20日	菅内閣官房長官、記者会見において、19日の文部科学省の提案に関し、「仮定の2案にすぎず、具体案として絞ったわけではない。さまざまな選択肢を検討する」旨表明（0521日経）
21日	京都、大阪、兵庫の3府県で緊急事態宣言解除
25日	安倍総理、記者会見において「私自身は有力な選択肢の一つであると考えてはおりますが…与党…、自民党においても…極めて慎重な議論もある」、「慎重に検討していきたい…拙速は避けなければならない」と発言（ https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0525kaiken.html ） 首都圏4都県、北海道の5都道県で緊急事態宣言解除（全都道府県で解除）
29日	萩生田文科大臣、記者会見において「学校再開で授業や行事が実施できるなら、直ちに導入を結論づけることはない」旨表明。一方で、感染症の第2波の可能性にも触れ、「引き続き検討は続けたい」とも発言（0529朝日タ）
6月	
1日	安倍総理、公明党「9月入学含めた子どもの学びの確保支援検討プロジェクトチーム」らの提言申入れに対し、「選択肢の一つだが拙速に行うことはない」と早期導入に慎重な姿勢を表明（0602朝日）
2日	安倍総理、自民党WTからの「今年度・来年度のような直近の導入は困難」等とする提言申入れに対し、「法改正を伴う形での導入は困難」として今年度・来年度の導入を見送る考えを表明（0603読売）
5日	萩生田文科大臣、記者会見において、9月入学を「制度として直ちに導入することは想定していない」と導入見送りを表明（0606毎日） 文部科学省、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」公表（ https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_syoto01-000007688_1.pdf ）
15日	安倍総理、「九月入学を含めて、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について…教育再生実行会議において検討に着手」と答弁（第201回国会参議院決算委員会会議録第7号）

2. 政党における提言・意見など（主なもの）

- ・日本維新の会「新型コロナウイルス対策に関する提言<第4弾>」（4月27日）
⇒「幼稚園から大学までのすべての教育課程を9月入学に改める」と提案
(<https://o-ishin.jp/news/2020/images/7b072aea6b6a44e369ad117d5695b135f3c9d1b4.pdf>)
- ・国民民主党文部科学部門 9月入学検討ワーキングチーム（国民WT）「9月入学・9月新学期」案に関する提言」（5月1日）
⇒「「学事暦の後ろ倒し」による最大のメリットは、日程を仕切り直し、後ろ倒しすることによる、公平な教育機会の確保である」、「政府において関係省庁や自治体、経済界等の日程変更の影響を大きく受ける関係者との検討を迅速に行うよう私たちから強く要請する」
(<https://www.dpf.or.jp/article/202876/>)
- ・自由民主党議員有志（5月22日）
⇒「拙速な議論に反対する」との要望書（約60名が署名）を同党の岸田政務調査会長らに提出
(0523産経)
- ・公明党 9月入学含めた子どもの学びの確保支援検討プロジェクトチーム（6月1日）
⇒9月入学について「学びの保障とは切り離れた上で、多角的・多面的な視点を踏まえ十分な時間をかけた国民的な議論を広く行うべき」等とする提言を安倍内閣総理大臣に申入れ
(<https://www.komei.or.jp/komeinews/p102788/>)
- ・自由民主党政務調査会「「学校休業に伴う学びの保障」と「秋季入学制度」について」（6月2日）
⇒同党の秋季入学制度検討ワーキングチーム（自民党WT）における議論を踏まえ、党としての考えを整理。同日、自民党WTは、「今年度・来年度のような直近の導入は困難」等とする同提言を安倍総理に申入れ (https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200219_1.pdf、0603読売)
- ・国民WT「9月入学・9月新学期」案に関する中間報告」（6月3日）
⇒「一律の9月入学・9月新学期導入は見送り」「来年度に限って大学入試を後ろ倒しの上で2度行い、4月入学・9月入学の機会を確保」することを提言 (<https://www.dpf.or.jp/article/202997>)

3. 首長の提言・意見など（主なもの）

- ・日本創生のための将来世代応援知事同盟（17県の知事が参加）「子どもたちと未来を新型コロナウイルスから守ろう！緊急共同メッセージ」（4月28日）
⇒「9月入学制の導入を含め抜本的な対策の検討を政府に要請」
(<https://www.nihonsousei.jp/wp-content/uploads/2020/04/99e0123f18491ae086365c73270e88c3.pdf>)
- ・全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」（4月30日）
⇒9月入学に関して「政府におかれては国民的な骨太の議論を行うこと」を提言
(<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/20200430%20kinkyuteigen.pdf>)
- ・全国市長会（5月25日）
⇒同日の自民党WTにおいて、緊急アンケート（21・22日実施、576/全815市区長が回答）の結果、8割強が慎重又は反対だったことを明らかに（賛成18.1%・慎重62.5%・反対17.9%・保留1.6%） (http://www.mayors.or.jp/p_action/a_mainaction/2020/05/200526nyugakusigyou9wg.php)
- ・全国町村会（5月25日）
⇒同日の自民党WTにおいて、47都道府県町村会長への意見照会の結果、8割の町村会長が反対、残りはどちらとも言えないが多く、賛成は少数だったことを明らかに
(<https://www.zck.or.jp/site/activities/20200.html>)
- ・全国知事会「学びの保障と秋季入学の導入に関する提言」（6月4日）
⇒政府に対し「秋季入学の検討継続」等を要請
(http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/09-1%20shiryou9-1%20manabino_hosyosyukinyugakudounyuteigen.pdf)

4. 教育関係団体・専門家等の提言・意見など（主なもの）

- ・日本PTA全国協議会「9月入学の議論に関する緊急要望書」（5月1日）
⇒「現在のような社会の混乱期に一気に導入する、という性格のものではない」「時間をかけて慎重に検討していただきたい」と要望（<http://nippon-pta.or.jp/news/apleht0000001777-att/apleht000000072kf.pdf>）
- ・日本教育学会声明「「9月入学・始業」の拙速な決定を避け、慎重な社会的論議を求める―拙速な導入はかえって問題を深刻化する―」（5月11日）
⇒「政府に対して拙速な導入を決定しないよう求め」と声明（<http://www.jera.jp/20200511-1/>）
- ・全国連合小学校長会「9月入学・始業の導入に関わる意見書」（5月14日）
⇒「導入されれば、あたかもこれまでの全ての課題が全て解決されるという短絡的な考え方には違和感」、「拙速に変更することには課題が多すぎ」と指摘
（<http://www2.schoolweb.ne.jp/weblog/files/1350002/doc/169921/4321888.pdf>）
- ・全日本私立幼稚園連合会「「秋季入学」についての意見」（5月19日）
⇒「現段階での拙速な9月入学・始業への移行に反対する」との意見。5月25日、自民党WTで意見表明（https://youchien.com/info/news/tfpkv10000001vje-att/2_0525.pdf）
- ・日本保育協会・全国保育協議会・全国私立保育園連盟（5月20日）
⇒同日の自民党WTにおいて、保育3団体（日本保育協会・全国保育協議会・全国私立保育園連盟）の代表として出席した日本保育協会理事長が、「保育現場は大変な状況の中で、こうした重大な制度変更への適応が可能か危惧。未就学児童への影響にも十分な配慮が必要不可欠」と指摘（0521 朝日・0525 朝日）
- ・全日本私立幼稚園PTA連合会「「秋季入学」についての意見」（5月20日）
⇒「拙速な9月入学・始業への移行に断固反対」との意見。5月25日、自民党WTで意見表明（https://youchien.com/info/news/tfpkv10000001vje-att/1_0525.pdf）
- ・日本教育学会「9月入学・始業制」問題検討特別委員会「提言 9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを一より質の高い教育を目指す改革へ」（5月22日）
⇒「9月入学制度の導入が持つ問題点」の整理等を実施（<http://www.jera.jp/20200522-1/>）
- ・全国高等学校長協会（5月22日）
⇒同日の自民党WTにおいて、「目の前の最上級生の進路（就職、進学）をどうするかを最優先にすべき」旨の意見を表明（0525 朝日）
- ・日本若者協議会「9月入学の議論に関する緊急提言」（5月22日）
⇒「小中高大一律の「9月入学」への移行は避けるべき」「大学は4月入学と9月入学の複線化」と提言（<https://youthconference.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/1be8592db8545fe136f820ee8304738b.pdf>）
- ・採用と大学教育の未来に関する産学協議会「9月入学移行に関する考え方」（5月29日）
⇒経団連と国公立大学の代表者で構成される同協議会は、初等中等教育での9月入学導入は「慎重に検討すべき」とし、大学については、一律ではなく、春入学・卒業に加え、秋入学・卒業を導入する等の「自主的な取り組みを後押しして、多様化を促進し、全体の改革の流れにつなげていくことが、現実的な解決策」との考えを表明（<http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/048.html>）

5. 世論調査の結果（主なもの）

- （5月上旬実施）
 - ・毎日新聞社世論調査（6日実施）結果：賛成 45%・反対 30%・わからない 24%（0508 毎日）
 - ・日本経済新聞社世論調査（8～10日実施）結果：賛成 56%・反対 32%（0511 日経）
 - ・読売新聞社世論調査（8～10日実施）結果：賛成 54%・反対 34%（0511 読売）
- （5月中旬実施）
 - ・NHK 世論調査（15～17日実施）結果：賛成 40.5%・反対 37.2%・わからない又は無回答 22.2%（<http://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/pdf/aggregate/2020/y202005.pdf>）
- （5月下旬実施）
 - ・毎日新聞社世論調査（23日実施）結果：賛成 38%・反対 36%・わからない 26%（0524 毎日）
 - ・朝日新聞社世論調査（23・24日実施）結果：賛成 38%・反対 43%（0525 朝日）

（各表の見方）各事項の末尾の括弧には主な出所を記載してある

例：0502 朝日→『朝日新聞』（令 2.5.2）、URL→該当する提言・意見などのURL

（出所）各種報道、ウェブサイト等を基に作成

（たけうち けんた）